2018年10月　1日　No.138　　発行責任者 田中 孝史

第１３８号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO

郵政産業労働者ユニオン東京地方本部

104-0031 東京都中央区京橋3−6−3
京橋通郵便局5F

TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

格差を温存・固定を容認

「同一労働同一賃金」のガイドライン原案をみる

厚労省は8月30日、「同一労働同一賃金」のガイドライン原案を発表しました。

深夜・休日手当等の諸手当は認めつつ

内容は通勤手当や深夜・休日手当等の諸手当、食堂、休憩、更衣室の利用等の福利厚生は格差を認めていません。しかし、基本給や一時金は人材活用の仕組みや企業が判断する能力や業績、企業への貢献に応じて支給すればよいとしています。

これでは格差を温存・固定化し、「同一労働同一賃金」の名に値しないものです。多くの職場で非正社員化がすすみ正社員と同一の労働をしています。それにも関わらず賃金面等の格差を容認することは許せません。

一方で、正社員の待遇を下げて格差を解消することは「望ましい対応とはいえない」としています。これは日本郵政が今年の春闘で回答した内容は非正規社員の待遇改善の趣旨に反していることを浮き彫りにしています。

これは国会でも取り上げられました。5月16日、共産党高橋千鶴子衆議院が正社員に支給している手当を削減、縮小して均等待遇にあてていることを追及すると、加藤厚労大臣は、「非正規社員の待遇改善は下の方にあわせるのではなく上の方にあわせていくものである」と答弁しています。

真に同一労働同一賃金をめざして

私たちは、「格差温存・固定」を容認するのではなく真に同一労働同一賃金を実現させるために運動を大きくしていこう。そして、郵政の春闘での回答も見直しさせていきましょう。

原発反対で大集会

9 月 17 日、代々木公園で原発の再稼働反対、原発の廃止を求める集会に 8 千人参加しました。集会では原発事故によって避難生活を強いられている福島県からきた人の訴えは身につまされました。その後、渋谷と原宿コースに分かれてデモを行い多くの沿道の人に訴えました。